

ご存じですか？

チャイルドシートのこと

道路交通法では、6歳未満の児童等を自動車に乗車させる場合、チャイルドシートを装着することが義務付けられています（一部例外を除く）。

陸別町交通安全協会では、チャイルドシートについて、短期の無料貸出と購入補助をおこなっています。



1 短期無料貸出

2週間程度までの短期間、チャイルドシートを無料で貸し出ししています。ご家族の一時的な帰省の時などにご利用下さい。ご希望される方は、役場総務課管財防災担当へ、印鑑をご持参のうえお越し下さい。

※貸出台数には限りがあります。時期によってはご希望に添えないこともありますのでご了承下さい。

2 購入補助

1世帯1回に限り、お子様が生まれた時にチャイルドシートの購入補助をおこなっています。

補助額は、購入価格1万円以上で、一律5千円です。

ご希望される方は、印鑑とチャイルドシートの保証書、購入されたお店のレシート等をご持参のうえ、役場総務課管財防災担当へお越しください。現物の写真を撮りますので、装着した自動車で来庁いただくと手続きがスムーズです。

陸別町交通安全協会

(事務局：役場総務課管財防災担当 Tel 27-2141内線216)

(裏面もあります)